Ⅵ　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

1　障害者等に対する虐待の防止

(1) 関係機関の連携による虐待の防止

○　障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、「市町障害者虐待防止センター」や県に設置した「障害者権利擁護センター」を中心として、障害者福祉施設、学校、医療、保健、労働局等関係機関と連携し、虐待への迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組みます。

(2) 障害者福祉施設従事者等による虐待の防止

○　指導監査時における虐待防止体制等の確認・指導や事前通告なしの現地調査等により、指導監査等における指導の充実強化を図ります。

○　障害者虐待の未然防止や権利擁護及び障害特性に応じた支援に関する研修の実施等により、施設従事者等の資質向上を図ります。

○　「障害者権利擁護センター」による市町の後方支援や広域調整等により、虐待相談・通報等に対する迅速・的確な対応を図ります。

○　障害福祉サービス事業者等に対し、虐待防止委員会の設置、従業者への研修の実施、虐待防止担当者の配置の徹底を図ります。

(3) 養護者による虐待への対応

○　虐待を受けた障害者等の保護及び自立支援を図るため、全ての市町において、一時保護に必要な居室を確保できるよう働きかけます。

(4) 権利擁護の取組

○　障害福祉サービスの利用の観点から知的障害者や精神障害者が円滑に成年後見制度を利用できるよう支援を行うとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、市町及び関係機関と連携を図り、成年後見人等となる人材の育成に努めるなど、成年後見制度の利用促進を図ります。

(5) 精神障害者に対する虐待の防止

○　精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、業務従事者等による通報の受理体制を整備し、監督権限等の適切な行使や措置等の公表をします。

〈参考〉障害者虐待防止対応の流れ

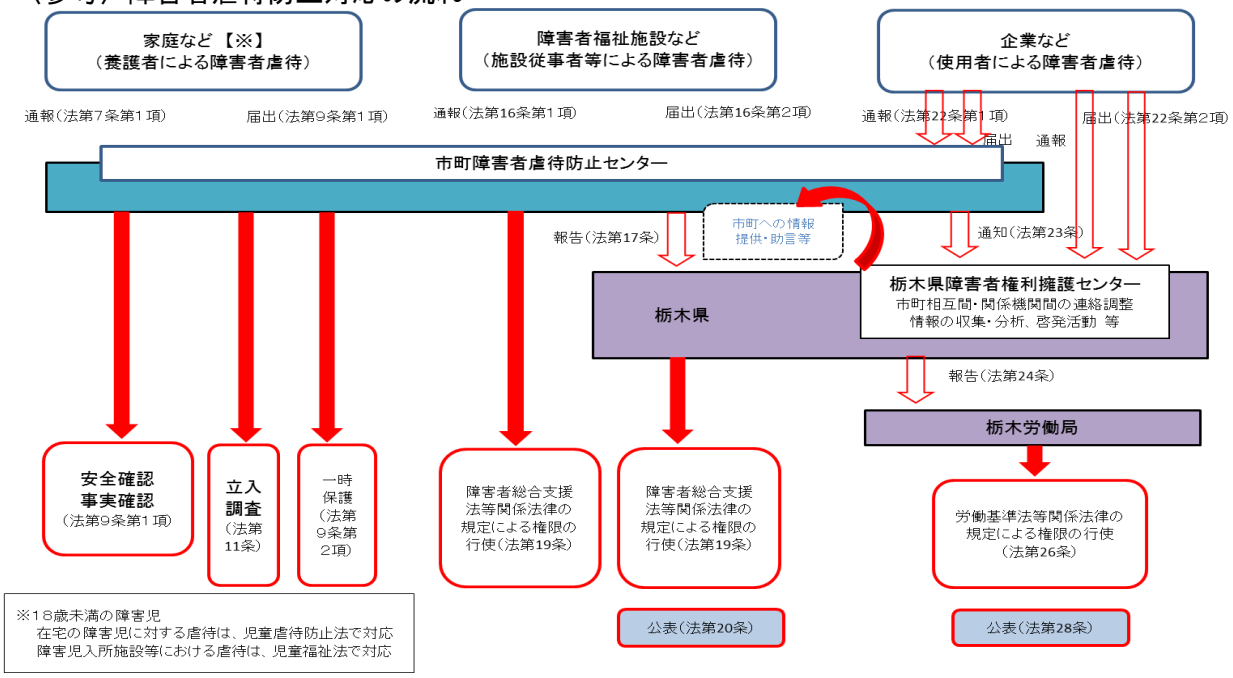

２　意思決定支援の促進

○　ノーマライゼーション理念の浸透や障害者の権利擁護が求められる中、障害者の自己決定を尊重し支援することが重要であることから、事業者が障害福祉サービスを提供する際に必要とされる意思決定の支援の枠組をまとめた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（平成 29 年３月厚生労働省）」の普及を図るため、次の研修等に取り組みます。

(1) 事業者への研修

・　相談支援従事者研修やサービス管理責任者等研修等を通じた意思決定支援の意義や正しい知識の普及、技術等の向上

(2) 関係者への普及

・　障害福祉サービス事業所等の職員をはじめ、県民、行政職員、関係機関職員等を対象とした研修による成年後見制度の理解促進・普及啓発

３　障害者等に関する感染症対策

○　新興感染症等に関する対応については、保健所等の関係機関と連携のもと、情報を収集し、障害者及びその家族、社会福祉施設等に対する情報提供や相談対応に努めます。感染症に関する適切な知識を基に、感染症を理由とした偏見が生じないよう十分に配慮します。

○　社会福祉施設等が提供するサービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続的に支援する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されることが重要です。そのため、社会福祉施設等の感染防止対策の取組を支援します。

４　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

○　障害福祉サービス事業所等は、地域に開かれた施設となるよう、地域住民や関係機関との緊密な関係性の構築等を通じ、利用者の安全確保に向けた取組を進めることが重要です。

また、権利擁護の視点を含めた職員への研修の充実や、サービス管理責任者等が本人の意向を把握し、本人の意思や人格を尊重したサービス提供体制の整備、職員の処遇改善等による職場環境の改善を進めていくことが必要なため、引き続き事業所に取組を促します。

○　障害福祉サービス事業所等は、災害時においては、福祉避難所として地域の安全提供の拠点とするなど重要な役割が期待されるため、災害時における対応について市町や関係団体等と連携し、地域の障害者の安全確保を図ります。

５　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

○　障害福祉サービス等の質の向上と自立支援給付の適正化を図るため、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を適正に実施します。

○　指導監査結果について、市町と共有する体制を構築します。

○　障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に質の高い障害福祉サービス等を提供していくためには、障害福祉サービス等を担う人材の確保・定着を図ることが重要です。そのため、職員の処遇改善等による職場環境の整備等に取り組むとともに、ＩＣＴやロボットを活用した事務負担の軽減や業務の効率化に取り組んでいきます。

６　障害者等の文化芸術活動支援等による社会参加の促進

○　障害者の文化芸術活動への参加を通して、障害者本人の生きがいや自信を創出し、障害者の自立と社会参加を一層促進するとともに、障害に対する県民の理解と認識を深めるため、障害者文化祭や障害者芸術展を開催します。

○　多くの障害者が文化芸術にふれ、才能を発揮できるよう、その支援ノウハウを有する支援者の育成を行うとともに、創作活動やその支援に関する相談窓口を設置し、支援体制の整備に取り組みます。

○　「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号）の趣旨及び「栃木県読書活動推進計画」（令和６年３月策定）に基づき、関係機関と連携を図りながら、視覚障害者等の読書環境の整備促進に努めます。

７　障害者スポーツの普及拡大及び社会参加の促進

○　障害者スポーツを普及するため、各種スポーツ教室の開催や情報提供の充実に努めます。また、障害者の健康の保持・増進及び社会参加を促進させるとともに障害者に対する理解を深めるため、栃木県障害者スポーツ大会等を開催します。

○　県を代表する選手の取組意欲の向上及び競技力の向上を図るとともに、障害者スポーツの普及、理解促進を目的とした強化指定選手制度に基づき選手を選定し、強化練習会の開催、県外遠征等を支援します。

８　障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

○　障害者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和４年法律第 50 号）や栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例を踏まえ、関係部局との連携を図りつつ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成を図ります。

○　視覚、聴覚、言語・音声機能等に障害のある人のコミュニケーション能力を高めるため、視聴覚障害者向けのＩＣＴ機器操作相談講習会の開催、障害者のＩＣＴ機器の操作支援を行うボランティアの養成及び派遣など、障害当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図るとともに、「とちぎ県政出前講座」などの活用により普及啓発に取り組み、条例の理念について県民への浸透を図ります。

９　障害を理由とする差別の解消の推進

○　栃木県障害者差別解消推進条例に基づき、障害の有無にかかわらず基本的人権を享有する個人として権利が尊重され、全ての県民が障害及び障害者に関する理解を深め、地域社会を構成する多様な主体が相互に協力することによって、障害者差別の解消を推進します。

○　障害者差別について県民及び事業者が適切に対応するための道しるべとして策定した「栃木県障害者差別対応指針」を活用しながら、指定障害福祉サービス等の事業者をはじめとする福祉分野の事業者はもとより、民間事業者に対しても「とちぎ県政出前講座」を実施するなど、合理的配慮の浸透・定着に取り組みます。

○　事業者における合理的配慮の提供が義務化されることから、事業者が円滑に対応できるよう、法や条例の趣旨の普及啓発や困った際の相談窓口の周知に取り組みます。

10　地域共生社会の実現に向けた取組

○　全ての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、身近な場所で必要な支援を受けるための相談支援をはじめ、就労支援や居住支援など多様な社会参加に向けた支援、交流や参加の機会を生み出す地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施など、市町の「包括的な支援体制」の整備に向けた取組を支援します。

11　障害者の家族に対する支援の推進

○　障害者とその家族が地域で安心して暮らしていくためには、介護等を担う家族等の負担を軽減することが重要であるため、ケアラー※をはじめとする障害者の家族への支援の必要性等について、県民、関係機関、支援団体等の理解と関心を深めるとともに、市町や関係機関と連携し、ケアラーをはじめとする障害者の家族が相談しやすい環境を整備します。

※　ケアラーとは、高齢、障害、疾病等の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいいます。